医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

提案事項名			該当頁		
1 -	一般の医療法人でも調剤薬局を含む他の医療機関に対して医薬品を販売できるように すべきである。		1		
2 -	現在、一定である医師の技術料について技能、経験等による評価		1		
3 -	医師・看護師の労働者派遣について		1		
4 -	介護福祉士養成施設の定員割れと担い手不足		2		
5 -	ホテルにおける常備薬の提供		2		

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管 官庁
1	29年 2月5日	29年 2月23日	一般の医療法人でも調剤薬局を含む他の医療機関に対して医薬品を販売できるようにすべきである。	現在、後発医薬品の使用促進や医薬品の多様化等の理由により、病院・診療所(以下「病院等」)内では医薬品の不動在庫が経営悪化の一因となっているが、(社会医療法人に認定されていない)一般の医療法人は医療法第42条に定められている附帯業務又は附随業務を除き収益事業を行うことができないため、不動在庫となった医薬品について調剤薬局を含む他の医療機関との間で売買することができない。一方で、調剤薬局間では医薬品の不動在庫等を売買することが認められており、在庫の適正化を図ることが可能である。全国で5万以上ある医療法人の大多数が一般の医療法人であり、その病院等に眠っている不要な在庫を売買することが可能になれば、個々の病院等の経営改善や病床機能の転換の際の負担軽減が図れるばかりでなく、社会全体の医薬品使用が効率化され、ひいては医療費の抑制や診療報酬の減点改定にもつながるものと考える。したがって、一般の医療法人においても、調剤薬局を含む他の医療機関に対して医薬品を販売できるようにすべきである。	民間企業	厚生労働 省
2	29年 2月12日	29年 2月23日	の技術料について技	現在、初めて勤務する医師も、高度な技術を要する医師であっても技術料が一定となっている。 例えば一定の研修体系を設け、その修了者に関してはより技術の高い医師であるとして、技術の高い者には、より高い技術料となるよう見直してはどうか。 結果として、医師のなかでも質を高める競争が生まれ、質の低い医師が淘汰される結果、わが国の医療の質をより高めることができるのではないか。	個人	厚生労働省
3	29年 2月12日	29年 2月23日	医師·看護師の労働者 派遣について	医師及び看護師については、労働者派遣が一定程度制限されている。医師・看護師の地域偏在が叫ばれるなか、医師・看護師の貴重な技能を各地域でより広く展開していくためには、今以上に多様かつ柔軟な働き方を認めていくことが必要であると考えられる。 従って、一般労働者同様、労働者派遣による医師・看護師の派遣を広く認めてはどうか。これにより、地域で不足する医師・看護師の国家資源として共有することが可能になるのではないか。	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
4	29年 2月20日	29年 3月8日	介護福祉士養成施設 の定員割れと担い手不 足	現在介護福祉士養成施設(専門学校)では新卒高校生の入学者や職業訓練生の希望者らが低下している状況で死活問題です。その原因は国家受験やマスコミ報道などによると考えられます。専門学校は昼間2年生ですが、募集には1年前から公募の準備して行います。従いまして、募集停止となると3年先まで考えなくてはなりません。経営上、2年間の養成期間には教員の人件費が必要となります。また、休止後、設置基準に合わせた設備も残ります。国は指定は出しますが休止には責任は取らず、設置者任せです。対策は国家受験の廃止で卒業と同時に国家資格が出来る事に戻し、授業内容についても見直して1850時間から削減が必要と考えます。そして、介護のイメージが責任と義務の請負いだけではなく、もっと柔らかくやさしく受け入れられる様子に変えて頂きたいと考えます。そして、介護のイメージが責任と義務の請負いだけではなく、もっと柔らかくやさしく受け入れられる様子に変えて頂きたいと考えます。介護保険制度が導入され民間企業が参入し、サ高住や有料老人ホームの乱立に市町村が県に意見を出しても受け入れられず県の指定を受けて参入しています。社福としてもよりサービスの向上に努めていますが、利用者や職員が減っているのが現状です。介護保険サービス以外の高齢者に関わる支援も含めた総量規制も必要ではないでしょうか?	·	厚生労働 省
5	29年 3月2日	29年 3月21日	ホテルにおける常備薬 の提供	近年、ホテルにおいて薬事法24条に抵触するとの指摘があったとして提供を断る旨の掲示をし、実際に提供しないホテル・旅館が多くなっている。 旅行中に急に体調が悪くなった場合、薬局等がどこにあるかもわからなかったり、薬局まで出向くこともできない場合が多く、ホテルから風邪薬などをもらうことができることは大きな助けとなるものである。 ホテルにおいて常備薬を宿泊客に提供することが薬事法24条に規定する業に該当するかどうかは議論の余地があると思うが、薬の提供は主たる業として行われるものでないことは明白であり、国民の利便性及び福利を考えれば、少なくとも第2、3種医薬品についてはこれを規制するべきではないのではないか。	個人	厚生労働 省